
第4回 日吉津村議会定例会会議録 (第5日)

平成29年12月15日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成29年12月15日 午後1時30分 開議

- 日程第1 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第3回))
- 日程第2 議案第60号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第61号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第62号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第4回)について
- 日程第5 議案第63号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第6 議案第64号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について
- 日程第7 議案第65号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)について
- 日程第8 議案第66号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第67号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第5回)について
- 日程第10 議案第68号 平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第4回)について
- 日程第11 議案第69号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第12 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第14 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回））
- 日程第 2 議案第 60 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 61 号 日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 62 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 5 議案第 63 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 6 議案第 64 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 日程第 7 議案第 65 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 8 議案第 66 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 67 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）について
- 日程第 10 議案第 68 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 11 議案第 69 号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第 12 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 13 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 14 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（8 名）

1 番 河 中 博 子

3 番 松 本 二三子

4 番 加 藤 修

5 番 三 島 尋 子

6番 江田 加代

7番 橋井 満義

9番 松田 悦郎

10番 山路 有

欠席議員（8番 井藤 稔）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 前 田 昇

午後1時30分 開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは、ただいまから平成29年12月第4回定例会最終日を開催いたします。

ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 議案第59号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第59号専決処分の承認を求めることについて（平成29年鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回））を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶもりあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 60 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 60 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 61 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 61 号日吉津村村営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第62号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第63号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第64号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 65 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 65 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 66 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 66 号平成 28 年度日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

追加議案でありますので、提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第 66 号は、日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。その提案概要を説明申し上げます。

去る、8 月 8 日の人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与改定法案が成立したことに伴いまして、本村の条例を改正するものであります。

一般職にかかる月例給を平均 0.2 パーセント引き上げ、一時金の内勤勉手当を 0.1 月引き上げ

るものであります。また、平成 27 年 1 月 1 日に抑制された昇給について、37 歳に満たない職員の号俸を回復する 1 号を上位に調整するという回復措置をするものであります。

以上が、議案第 66 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。先ほど説明をしていただきましたけれども、27 年 1 月 1 日ですか、37 歳の昇給というのが説明がありましたけれども、これうちの職員さんでどれくらいの人数の該当がありますでしょうか。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。職員は 48 名ですけれども、37 歳未満ということで対象になるのは 13 名ということであります。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにありませんか。質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 66 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案 67 号 及び 日程第 10 議案第 68 号

○議長（山路 有君） 日程第 9 及び日程第 10 は追加議案ではありますが、どちらも議案第 66 号に係る補正予算の議案ですので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 9、議案第 67 号平成 29 年度

鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）について、日程第 10、議案第 68 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 回）についてを一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました議案第 67 号及び議案第 68 号について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 67 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 5 回)でございます。歳入歳出それぞれ 127 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 4,702 万 4,000 円とするものであります。これは、先ほどの議案第 66 号で職員給与の一部改正の御決定をいただいたところでありすけれども、今年の人事院勧告に基づく条例改正に伴う、一般職給や職員手当等など人件費の増額が主なものであります。財政調整基金繰入金 127 万 1,000 円を繰入れして調整しております。

次に、議案第 68 号でありますけれども、これは平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 5 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 3,135 万 6,000 円とするものであります。

これは、一般会計と同様に条例改正に伴う人件費の増額が主なものであり、一般会計繰入金 5 万 9,000 円で予算調整したところでありすので、よろしくご審議いただきますようお願いし、以上で議案第 67 号と議案第 68 号の提案概要の説明とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

これから議案第 67 号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

次に議案第 68 号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 69 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 69 号南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

追加議案でありますので、提案者から提案理由の説明を求めます。

石村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第 69 号は、南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議でありますので、その提案理由を説明申し上げます。

南部箕蚊屋広域連合では、居宅介護支援事業者の指定権限について、鳥取県の特例条例（鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の規定）に基づいて、すでに鳥取県知事の権限移譲を受けているところであります。

この度平成 26 年の介護保険法改正によりまして、平成 30 年 4 月 1 日からこの指定権限が鳥取県から市町村へ移譲されることに伴い、県条例も改正をされるため南部箕蚊屋広域連合の規約の変更が必要となったものであります。

以上が、議案第 69 号の提案概要の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 以上で提案説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 12、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 13 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 13、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 14 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 14、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 15、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて終了いたしました。

これをもって、会議を閉じ平成 29 年第 4 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 1 時 52 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員